

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年 8月20日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：1件

| No. | 号機等 | 不適合件名   | グレード | 備考                     |
|-----|-----|---|------|------------------------|
| 1   | 2号機 | 運転中の2号機において、原子炉に水を供給する系統の制御装置の故障を示す警報が発生した。状況を調査したところ、原子炉の給水制御装置3系統のうち、1系統の電源装置のブレーカーが切れていることを確認し、この制御装置から出力している主タービン等を停止させる信号の1つが動作不能であるものと判断した。今後原因について詳細に調査するとともに、電源装置の点検等を行う。 | A s  | 8月20日公表済<br>(PDF191KB) |

区分Ⅲ：該当なし

その他：9件

| No. | 号機等    | 不適合件名  | グレード | 備考 |
|-----|--------|--|------|----|
| 1   | 2号機    | 主タービン軸受保護用リフトポンプ（No. 2）の入口フィルタに詰まりが認められたため、当該フィルタを点検・清掃      | D    |    |
| 2   | 5号機    | 燃料プール冷却浄化系ポンプ（B）用電動機の取替工事において、同電動機端子箱蓋が架台の支柱に干渉するため、当該部を加工修理 | D    |    |
| 3   | 5号機    | 燃料検査用水中カラーテレビ装置の点検において、文字入力装置の電源が入らないため、当該装置を修理              | D    |    |
| 4   | 5号機    | 主排気筒サンピット南東側の地面に穴（縦20cm、横30cm、深さ50cm）が認められたため、当該穴を補修         | D    |    |
| 5   | 5号機    | 廃棄物処理建屋1階の現場制御盤室出入口扉のストッパーが破損していたため、当該ストッパーを点検・修理            | D    |    |
| 6   | 6号機    | 第2給水加熱器（A）のレベル調節器に制御不良（ハンチング）が認められたため、当該レベル調節器を点検・調整         | C    |    |
| 7   | 6号機    | 発電機励磁制御盤室南壁に設置されている通気口のフィルタが目詰まりしているため、当該フィルタを点検・清掃          | D    |    |
| 8   | 集中環境施設 | 補助ボイラ（B）用汽胴レベル計（2台中、1台）より微量の蒸気のリークが認められたため、当該レベル計を点検・修理      | D    |    |
| 9   | その他    | 事務室設置のプラントデータ表示システムの表示装置に画像不良（画面が写らない）が認められたため、当該装置を点検・修理    | D    |    |

【凡例】

| 公表区分 | 事象の概要                                 | 主な具体例  |
|------|---------------------------------------|--|
| 区分Ⅰ  | 法律に基づく報告事象等の重要な事象                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>  |
| 区分Ⅱ  | 運転保守管理上、重要な事象                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合               <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul> |
| 区分Ⅲ  | 運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>  |
| その他  | 上記以外の不適合事象                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>  |

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで